

広島県告示第432号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和5年3月9日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 三菱重工業株式会社 取締役社長 泉澤 清次
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市糸崎南一丁目1番1号 三菱重工業株式会社三原製作所 糸崎工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設(65-③〔空制工〕)	
能 力 (1 日 当 た り)	40枚/日(部品)	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和5年4月1日
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和5年4月1日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和5年4月1日
使 用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	24時間連続 (なし)
	項 目	通 常

の 方 法	排出される汚水等	水素イオン濃度（単位：水素指数）	6.5～7.5	6～8
		化学的酸素要求量	10	15
		浮遊物質	20	50
		ノルマルヘキサン抽出物質	2.2	5
		窒素含有量	10	25
		燐含有量	2	5
		ほう素及びその化合物	5	15
		アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	9	16
		排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	12	15
	汚水等の排出先	No. 1 総合廃水処理設備		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年3月9日から令和5年3月30日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課